



島根県報

令和2年3月13日（金）

第 8 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 (医 療 政 策 課) 2

【告 示】

個人事業税の申告期限の延長 (税 務 課) 4

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定 (廃 棄 物 対 策 課) 4

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 が い 福 祉 課) 5

家畜伝染病予防法の規定による検査の実施 (畜 産 課) 5

家畜伝染病予防法の規定による注射の実施 (") 7

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 8

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 9

森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件） (") 9

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正 (雇 用 政 策 課) 10

都市計画事業変更の認可 (下 水 道 推 進 課) 11

【公 告】

地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地の指定（2件） (農 村 整 備 課) 11

【特定調達公告】

島根県企業局施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札の落札者等 (企 業 局 総 務 課) 20

【公企規程】

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (企 業 局 施 設 課) 21

【監査告示】

島根県監査委員処務規程の一部改正 21

【正 誤】

令和元年12月10日付け島根県報第63号中 (森 林 整 備 課) 21

公布された条例等のあらまし

◇保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

- (1) 保健師助産師看護師法施行規則の改正に伴う様式の整備（様式第2号・様式第4号関係）
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第16号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和30年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「^{免許証}籍（名簿）訂正書換交付申請書」を「准看護師籍（名簿）訂正・免許証書換交付申請書」に、
免 状

「登 録 番 号
(免 状 番 号)」を「登 録 番 号」に、
「登 録 年 月 日
(免 状 交 付 年 月 日)」を「登 録 年 月 日」に、

ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名						
生年月日	年 月 日		年 月 日			
性 別	男 ・ 女					
変更の事由						

「

ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名						
	(旧姓)		(旧姓)		(旧姓)	
旧姓併記の希望			有 ・ 無		有 ・ 無	
通 称 名						
生年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女		男 ・ 女	

」に、

変更の事由

「より、^{免許証}籍(名簿)訂正を「より、准看護師籍(名簿)訂正・免許証」に、「島根県知事
免状」様」を「島根県知事 様」に改め、「(免状)」を削る。

様式第3号中「籍(名簿)登録抹消」を「准看護師籍(名簿)登録抹消」に、

登録番号
(免状番号)

を

登録番号

に、

登録年月日
(免状交付年月日)

を

登録年月日

に、「より、

籍」を

「より、准看護師籍」に、^{免許証}免状を「免許証」に、「島根県知事 様」を「島根県知事 様」に改め、「(免状)」を削る。

様式第4号中

^{免許証}再交付
免状

を「准看護師免許証再交付」に、

登録番号
(免状番号)

を

登録番号

に、

登録年月日
(免状交付年月日)

を

登録年月日

に、

氏 名

男

女

を

氏 名

(旧姓)

男

女

に、

通 称 名

免許取得資格

を

免許取得資格

年 月 施行

都道府県准看護師試験合格

に、

「より、
 免許証
 免状」を「より、准看護師免許証」に、「島根県知事
 様」を「島根県
 知事 様」に、「毀損の場合は、免許証（免状）の原本」を「免許証の原本（毀損による場合のみ）」に改める。

様式第5号中 「免許証
 返納書
 免状」を「准看護師免許証返納書」に、
 「登録番号
 （免状番号）」を「登録番号」
 「登録年月日
 （免状交付年月日）」を「登録年月日」に、
 「免許証
 発見年月日
 免状
 免許証
 取消処分年月日
 免状」を

「
 免許証発見年月日
 免許取消処分年月日」に、
 「紛失した
 免許証
 免状
 免許証の取消処分を受けた」ので、免許証
 ので
 免状
 を
 「紛失した免許証を発見した
 免許の取消処分を受けた」ので、免許証 に、「島根県知事
 様」を「島根県知事 様」に改
 め、「（免状）」を削る。

様式第6号、様式第8号から様式第10号まで及び様式第12号中「島根県知事
 様」を「島根県知
 事 様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第142号

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）第5条の規定により、令和元年分所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第1項又は第2項に規定する個人の事業税に関する申告の期限を、年の中途において事業を廃止した場合を除き、令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第143号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の区域を指定区域と

して指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

指 定 区 域	埋立地の区分
大田市静間町字角山703番1、字横灘713番1、713番3、715番、字大谷1784番1、1789番1、字笹山1797番25、1797番35、1797番36、1797番42、1797番43、1797番44、1797番45、1797番47、1797番48	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
大田市仁摩町仁万字新ヶ谷352番1、352番2、352番3、352番4、353番1、353番2、354番、字田尻1859番5、字踊土1860番4、1860番5、1860番6、1860番7、1860番8、1864番21、1864番22、1866番6、字新ヶ谷1868番2、1870番2、1870番3、1871番3、1871番4、1871番5、1871番6、1871番7、1872番3	政令第13条の2第1号

島根県告示第144号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
白神 智貴	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和2年2月28日
上村 祐介	内科	出雲医療生活協同組合 出雲市民病院	出雲市塩冶町1536-1	令和2年2月28日

島根県告示第145号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨーネ病検査、エライザ法による検査、補体	1 出雲市（旧出雲市の区域に限る。）、益田市（旧益田市の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、飯南町（旧頓原町の区域に限る。）、	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

		必要と認める牛 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	結合反応検査 又は細菌検査とする。	邑南町 2 出雲市（旧出雲市の区域に限る。）、飯南町（旧頓原町の区域に限る。）、邑南町、知夫村 3から6まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
結核病検査	結核病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法とする。	県下全域	
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	

牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域
豚熱（CSF）検査	豚の豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査及び抗原検査	県下全域
アフリカ豚熱（ASF）検査	豚のアフリカ豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	抗原検査	県下全域
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域

島根県告示第146号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸山達也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 ^そ 予防注射	牛の炭疽 ^そ の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において当該家畜の所在

					地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
--	--	--	--	--	----------------------

島根県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

内藤 盛雄 出雲市大社町遙堪891番地
 嘉藤 進 出雲市大社町遙堪187番地
 足立 幹男 出雲市大社町入南335番地
 多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地
 森山 修 出雲市大社町菱根572番地2
 園山 定 出雲市大社町中荒木210番地
 澄田 貴 出雲市大社町中荒木2810番地2
 佐藤 隆 出雲市大社町中荒木1922番地
 曾田 建志 出雲市荒茅町991番地
 手銭 賢二 出雲市大社町北荒木151番地
 岸 宇佐三 出雲市大社町北荒木1677番地
 小川 秀勝 出雲市大社町修理免836番地
 影山 順 出雲市大社町修理免1349番地
 小野 浩知 出雲市大社町杵築西1896番地

監事

足立 久夫 出雲市大社町入南336番地
 加藤 博 出雲市大社町中荒木2246番地
 糸賀 龍夫 出雲市大社町杵築西1862番地

2 就任年月日

令和元年11月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

内藤 盛雄 出雲市大社町遙堪891番地
 手銭 修 出雲市大社町菱根883番地5
 足立 幹男 出雲市大社町入南335番地
 多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地
 森山 修 出雲市大社町菱根572番地2
 小村 恒雄 出雲市大社町中荒木245番地
 澄田 貴 出雲市大社町中荒木2810番地2
 大梶 泰男 出雲市大社町中荒木1646番地

曾田 建志 出雲市荒茅町991番地
手銭 賢二 出雲市大社町北荒木151番地
佐藤 邦繁 出雲市大社町北荒木1398番地
小川 秀勝 出雲市大社町修理免836番地
影山 順 出雲市大社町修理免1349番地
糸賀 龍夫 出雲市大社町杵築西1862番地

監事

錦織 満夫 出雲市大社町遥堪177番地
加藤 博 出雲市大社町中荒木2246番地
山崎 一誠 出雲市大社町修理免589番地 1

島根県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町八神194、195-3、1579-11、1585-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

八神1585-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第149号

令和2年農林水産省告示第202号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手
益田市匹見町石谷イ711	靱山 壽入
益田市匹見町石谷イ779-5	靱山 喜代太
益田市匹見町石谷イ782	靱山 キク
益田市匹見町石谷イ782	靱山 米市
益田市匹見町石谷イ842	靱山 克志
益田市匹見町石谷ロ752、ロ753-1	水津 弥八
益田市匹見町石谷ロ755、ロ808からロ810まで	豊田 耕造
益田市匹見町石谷ロ812-1、ロ813	豊田 敬
益田市匹見町石谷ロ944-5、ロ1021-1	水津 鎌太郎
益田市匹見町石谷ロ944-5、ロ1021-1	水津 長左衛門
益田市匹見町石谷ロ1021-1	水津 壽富

島根県告示第150号

令和2年農林水産省告示第203号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手
鹿足郡吉賀町朝倉右ヶ迫1654-1	吉村 喬
鹿足郡吉賀町朝倉新宅上谷端905続1	能美 一人
鹿足郡吉賀町朝倉焼山1551-1	能美 忠平

島根県告示第151号

令和2年島根県告示第61号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を知夫村役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
隠岐郡知夫村字竹島235-2	川邊 ふみよ
隠岐郡知夫村字タテノ峯3564-1、3565-1	上原 國太郎

島根県告示第152号

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条第6号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

島根県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

津和野町

2 都市計画事業の種類及び名称

津和野都市計画下水道事業

津和野公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月11日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成10年島根県告示第923号、平成17年島根県告示第44号、平成23年島根県告示第207号及び平成27年島根県告示第788号の事業地のうち、津和野町高峯及び中座地内において事業地を変更する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業吉田地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 従前の土地の表示

地積を特に減じて換地を定める土地

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘要
安来市下吉田町	59-1	田	1,186	284.93	
安来市下吉田町	1	田	1,292	175.28	

安来市下吉田町	4-3	田	1,080	51.99	
安来市上吉田町	610-2	田	431	61.47	
安来市下吉田町	12	田	1,309	22.01	
安来市下吉田町	642-1	田	2,926	306.75	
安来市下吉田町	8-3	田	1,190	129.92	
安来市下吉田町	8-1	田	1,682	81.11	
安来市下吉田町	221-1	田	595	54.44	
安来市上吉田町	587-1	田	329	49.74	
安来市下吉田町	675-2	田	1,357	314.35	
安来市下吉田町	245-3	田	99	8.02	
安来市下吉田町	58-1	田	1,186	71.88	
安来市下吉田町	217	田	991	134.52	
安来市上吉田町	604-3	田	227	51.32	
安来市上吉田町	639	田	333	195.14	
安来市上吉田町	652	田	1,067	17.94	
安来市上吉田町	606-3	田	696	163.88	
安来市上吉田町	693-1	田	479	42.49	
安来市上吉田町	732-1	田	809	90.69	
安来市上吉田町	680-3	田	2,098	36.44	
安来市上吉田町	610-1	田	608	10.22	
安来市柿谷町	399-2	田	809	181.47	
安来市下吉田町	677-1	田	817	158.69	
安来市下吉田町	642-2	田	1,170	178.56	
安来市下吉田町	399	田	2,380	40.02	
安来市下吉田町	219-1	田	1,200	101.10	
安来市下吉田町	59-2	田	1,183	113.14	
安来市下吉田町	25-1	田	1,323	114.84	
安来市下吉田町	273-1	田	151	44.59	
安来市柿谷町	411-2	田	952	16.01	
安来市下吉田町	50-3	田	298	146.62	
安来市上吉田町	691-8	田	89	76.55	
安来市下吉田町	21-3	田	1,183	59.72	
安来市下吉田町	18-2	田	1,113	42.32	
安来市下吉田町	232-2	田	991	48.21	
安来市下吉田町	230-1	田	142	34	
安来市下吉田町	10-1	田	1,285	36.60	
安来市上吉田町	694-3	田	424	7.13	
安来市上吉田町	681-2	田	1,087	18.28	
安来市上吉田町	695-2	田	545	11.43	
安来市下吉田町	223-3	田	995	206.78	
安来市下吉田町	77-1	田	988	33.22	
安来市下吉田町	226-1	田	409	185.86	

安来市下吉田町	279-3	田	998	82.74	
安来市下吉田町	641	田	2,241	117.95	
安来市下吉田町	289	畑	82	1.38	
安来市下吉田町	52-1	田	177	136.58	
安来市下吉田町	221-2	田	542	85	
安来市下吉田町	226-2	田	575	24.11	
安来市下吉田町	35-2	田	1,077	171.65	
安来市下吉田町	33-1	田	134	21.07	
安来市下吉田町	22-1	田	1,183	58.04	
安来市下吉田町	55-1	田	1,186	64.72	
安来市下吉田町	22-2	田	1,186	168.68	
安来市下吉田町	29-3	田	1,084	20.09	
安来市上吉田町	588-1	田	1,085	92.83	
安来市下吉田町	11-2	田	1,457	129.03	
安来市上吉田町	691-1	田	2,685	45.57	
安来市下吉田町	223-1	田	995	52.75	
安来市下吉田町	248-2	田	968	99.91	
安来市下吉田町	53-2	田	902	64.83	
安来市下吉田町	23-1	田	1,183	396.19	
安来市下吉田町	639-3	田	1,272	95.75	
安来市上吉田町	728-2	田	257	59.42	
安来市上吉田町	735-1	田	1,506	58.43	
安来市下吉田町	280-1	田	1,119	18.81	
安来市下吉田町	3-1	田	1,117	205.45	
安来市下吉田町	625-2	田	872	59.99	
安来市上吉田町	622-4	田	492	29.22	
安来市上吉田町	689-1	田	261	37.12	
安来市上吉田町	681-3	田	1,854	128.76	
安来市上吉田町	690-3	田	247	4.15	
安来市上吉田町	606-2	田	446	7.50	
安来市下吉田町	35-1	田	942	146.26	
安来市下吉田町	29-1	田	1,193	99.92	
安来市下吉田町	34-1	田	677	232.57	
安来市下吉田町	37-5	田	396	105.10	
安来市下吉田町	37-1	田	297	66.78	
安来市下吉田町	50-4	田	362	121.48	
安来市下吉田町	53-3	田	1,032	21.57	
安来市下吉田町	639-2	田	1,150	27.78	
安来市下吉田町	643-1	田	3,115	287.92	
安来市下吉田町	647-4	田	1,374	271.76	
安来市下吉田町	719-3	田	908	62.16	
安来市下吉田町	51-4	田	353	24.31	

2 指定年月日

令和2年1月8日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業宇賀荘第三地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸山達也

1 従前の土地の表示

地積を特に減じて換地を定める土地

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘要
安来市清水町	437-5	田	1,000	118.11	
安来市清水町	482-1	田	651	87.91	
安来市宇賀荘町	207	田	1,109	55.15	
安来市清水町	208-4	田	267	4.51	
安来市清水町	208-2	田	519	66.20	
安来市清水町	332	田	995	28.49	
安来市宇賀荘町	942	田	1,839	31.03	
安来市九重町	448	田	1,071	73.36	
安来市宇賀荘町	923	田	907	21.34	
安来市宇賀荘町	998	田	427	62.76	
安来市宇賀荘町	919	田	3,215	268.27	
安来市宇賀荘町	929	田	2,677	146.43	
安来市宇賀荘町	888	田	881	39.26	
安来市宇賀荘町	937-1	田	4,434	162.24	
安来市宇賀荘町	958	田	1,369	43.54	
安来市宇賀荘町	1170	田	337	14.85	
安来市宇賀荘町	649-1	田	150	2.54	
安来市宇賀荘町	462-1	田	1,011	115.65	
安来市宇賀荘町	441-2	田	2,287	241.85	
安来市宇賀荘町	659-2	田	631	157.29	
安来市清瀬町	95-2	田	2,090	84.71	
安来市佐久保町	60-1	田	1,047	73.90	
安来市佐久保町	133-4	田	1,102	53.43	
安来市清水町	326-1	田	1,952	80.97	
安来市宇賀荘町	471	田	1,923	151.30	
安来市宇賀荘町	490-1	田	1,384	90.22	
安来市清井町	19-2	田	476	128.44	

安来市清井町	172-1	田	722	35.79	
安来市清井町	45-1	田	1,170	130.26	
安来市清井町	80-3	田	1,384	35.79	
安来市清井町	80-5	田	358	29.40	
安来市清瀬町	131	田	991	26.91	
安来市清瀬町	160	田	1,087	38.49	
安来市早田町	98-1	田	5,472	197.42	
安来市早田町	96	田	2,142	237.66	
安来市九重町	249	田	2,005	216.74	
安来市宇賀荘町	912	田	871	14.70	
安来市清瀬町	135	田	1,219	30.57	
安来市清瀬町	139	田	575	22.63	
安来市清瀬町	167	田	1,461	31.86	
安来市清瀬町	165	田	2,337	77.79	
安来市清瀬町	168	田	1,775	117.39	
安来市清瀬町	162	田	1,094	41.33	
安来市清瀬町	137-1	畑	99	1.68	
安来市清井町	273-1	田	1,301	21.96	
安来市清瀬町	121	田	1,117	18.85	
安来市清井町	257	田	3,047	100.27	
安来市宇賀荘町	1097-7	田	91	2.88	
安来市宇賀荘町	930	田	262	4.42	
安来市宇賀荘町	1131-3	畑	72	1.21	
安来市宇賀荘町	1162-2	田	423	11.35	
安来市九重町	274-5	田	1,639	28.55	
安来市清井町	52	田	1,316	153.98	
安来市清井町	203-1	田	2,053	35.79	
安来市宇賀荘町	1188-1	田	2,094	43.31	
安来市清井町	56	田	874	60.79	
安来市清井町	187-1	田	824	35.79	
安来市清井町	62	田	1,137	145.67	
安来市清井町	182-5	田	2,246	35.79	
安来市早田町	4	田	1,750	79.34	
安来市清水町	308-1	田	1,611	46.15	
安来市清水町	242	田	842	170.24	
安来市清水町	244-1	田	2,113	62.31	
安来市清井町	212	田	598	10.10	
安来市清井町	249	畑	56	0.95	
安来市清井町	222	田	1,738	65.11	
安来市宇賀荘町	1108	畑	218	3.68	
安来市宇賀荘町	932-2	田	231	71.65	
安来市宇賀荘町	916	田	1,390	71.64	

安来市佐久保町	286	田	965	32.50
安来市宇賀荘町	1097-4	畑	307	2.29
安来市宇賀荘町	1115-2	田	52	5.04
安来市九重町	35-1	田	647	34.07
安来市清井町	179-2	田	1,972	150.66
安来市清井町	180-1	田	452	35.79
安来市清井町	564	田	1,027	30.83
安来市清井町	590	田	750	35.79
安来市清井町	577	田	1,001	35.79
安来市清井町	578	田	3,001	102.95
安来市宇賀荘町	1127-4	田	287	4.84
安来市九重町	81-1	田	2,036	75.50
安来市宇賀荘町	936-2	田	1,619	54.37
安来市九重町	518	田	3,003	194.84
安来市九重町	231	田	2,343	138.23
安来市宇賀荘町	943	田	651	15.59
安来市清水町	264-1	田	2,973	98.30
安来市清水町	307	田	1,642	114.55
安来市宇賀荘町	1115-1	田	287	4.84
安来市清井町	559-2	田	1,633	70.63
安来市清井町	559-3	田	1,095	35.79
安来市九重町	514	田	3,211	71.93
安来市清水町	309-1	田	1,775	182.09
安来市清井町	260	田	1,629	65.00
安来市清井町	69	田	1,564	72.79
安来市清井町	572	田	971	52.18
安来市清井町	274	田	674	35.79
安来市清井町	374	田	2,419	52.20
安来市清井町	181-3	田	308	39.91
安来市清井町	251	田	122	35.79
安来市宇賀荘町	366	田	13	4.39
安来市九重町	241	田	760	12.83
安来市宇賀荘町	215	田	2,308	107.58
安来市宇賀荘町	488-2	田	1,241	60.34
安来市宇賀荘町	1122-1	田	100	1.69
安来市清瀬町	134	田	2,519	44.74
安来市九重町	71-2	田	2,651	60.35
安来市宇賀荘町	1190-1	田	1,567	67.37
安来市九重町	148	田	995	41.50
安来市九重町	247-2	田	1,827	150.91
安来市佐久保町	45	田	1,094	84.59
安来市佐久保町	71	田	978	32.67

安来市佐久保町	65-2	田	739	37.60	
安来市佐久保町	94-1	田	948	38.29	
安来市佐久保町	96	田	684	21.17	
安来市佐久保町	99	田	1,143	85.90	
安来市佐久保町	285-2	田	961	16.21	
安来市佐久保町	8	田	1,252	206.00	
安来市佐久保町	7	田	1,209	113.51	
安来市佐久保町	97	田	1,133	69.79	
安来市佐久保町	130	田	1,090	105.04	
安来市佐久保町	277-2	田	932	137.59	
安来市佐久保町	279	田	525	51.18	
安来市早田町	43-2	田	1,804	103.69	
安来市九重町	440	田	33	0.56	
安来市清井町	46-2	田	1,300	67.22	
安来市清井町	101-2	田	1,286	35.79	
安来市清井町	220	田	3,057	35.79	
安来市清井町	221	田	3,358	204.08	
安来市佐久保町	127-2	田	264	27.35	
安来市宇賀荘町	1094-1	畑	57	0.96	
安来市九重町	275-2	田	1,415	48.15	
安来市佐久保町	61	田	1,074	36.20	
安来市清水町	433-1	田	1,858	45.70	
安来市宇賀荘町	968	田	2,192	118.76	
安来市清井町	51	田	1,024	148.65	
安来市清井町	252	田	1,467	35.79	
安来市清井町	97-1	田	1,145	35.79	
安来市清井町	270-2	田	1,282	70.91	
安来市清井町	78-2	田	1,748	35.79	
安来市清井町	259	田	3,140	119.88	
安来市清井町	571	田	2,029	35.79	
安来市清井町	584	田	3,001	176.83	
安来市清井町	378	田	1,880	58.30	
安来市清井町	383	田	697	35.79	
安来市清井町	563	田	1,209	56.19	
安来市清井町	555	田	2,998	85.84	
安来市清井町	568	田	2,089	35.79	
安来市清井町	261	田	1,203	87.84	
安来市清井町	262	田	1,001	35.79	
安来市佐久保町	63	田	839	14.16	
安来市九重町	96	田	667	30.36	
安来市九重町	85-1	田	740	29.95	
安来市九重町	129-4	田	3,560	60.07	

安来市清瀬町	128	畑	132	3.03	
安来市清水町	438-1	田	1,263	98.46	
安来市清水町	434-1	田	1,766	35.49	
安来市清水町	186-1	田	1,028	60.30	
安来市清瀬町	138	畑	115	1.94	
安来市清瀬町	170-2	田	327	18.04	
安来市宇賀荘町	850	田	1,208	72.01	
安来市清水町	325-1	田	3,688	272.54	
安来市清水町	208-1	田	458	120.44	
安来市清水町	458-1	田	1,147	75.93	
安来市清井町	380	田	2,006	35.79	
安来市清井町	560	田	3,001	92.97	
安来市清井町	112-1	田	1,048	35.79	
安来市清井町	271-5	田	2,273	67.97	
安来市宇賀荘町	1122-2	田	383	6.46	
安来市清井町	61	田	1,539	170.33	
安来市清井町	567	田	1,752	35.79	
安来市宇賀荘町	851-1	田	1,473	63.32	
安来市九重町	238-1	田	2,471	55.06	
安来市宇賀荘町	874	田	2,211	185.75	
安来市宇賀荘町	927	田	3,132	52.86	
安来市宇賀荘町	920	田	1,272	71.32	
安来市清水町	498-2	畑	342	1.21	
安来市清水町	293-1	田	1,209	98.10	
安来市清水町	306	田	1,319	72.59	
安来市清水町	497	田	745	133.04	
安来市清水町	269	田	2,897	119.34	
安来市宇賀荘町	455-2	田	1,850	147.51	
安来市清水町	495-1	田	781	28.32	
安来市宇賀荘町	849	田	989	113.27	
安来市佐久保町	6-7	畑	53	0.89	
安来市佐久保町	314	田	803	13.55	
安来市佐久保町	316-5	田	426	39.88	
安来市佐久保町	317	田	1,262	101.88	
安来市佐久保町	303	田	975	50.56	
安来市佐久保町	12-2	田	1,104	61.14	
安来市佐久保町	300	田	958	83.43	
安来市佐久保町	284-6	田	769	69.96	
安来市佐久保町	15-3	田	965	59.35	
安来市清水町	276-1	田	1,254	48.16	
安来市清井町	43-1	田	1,661	59.86	
安来市佐久保町	285-3	田	386	6.52	

安来市九重町	469-1	田	2,533	48.54	
安来市清井町	12	田	1,224	20.66	
安来市清井町	9	田	1,685	51.49	
安来市宇賀荘町	1136	畑	229	6.92	
安来市清水町	240-1	田	1,110	73.48	
安来市宇賀荘町	934	田	2,841	47.94	
安来市宇賀荘町	914	田	1,243	59.39	
安来市早田町	100-1	田	2,000	183.31	
安来市佐久保町	309-8	田	1,037	65.43	
安来市佐久保町	339	田	1,200	65.80	
安来市佐久保町	340	田	416	7.01	
安来市佐久保町	12	田	961	54.94	
安来市佐久保町	314-1	田	911	54.03	
安来市佐久保町	41-1	田	1,203	102.07	
安来市宇賀荘町	959-1	田	445	8.81	
安来市宇賀荘町	1117-2	田	319	10.16	
安来市清井町	63	田	1,952	240.11	
安来市清井町	174-2	田	2,425	35.93	
安来市宇賀荘町	461-2	田	1,053	131.87	
安来市宇賀荘町	653-2	田	1,281	24.92	
安来市清水町	243-1	田	1,626	58.12	
安来市清瀬町	133	田	2,519	61.16	
安来市宇賀荘町	932-1	田	1,388	25.94	
安来市宇賀荘町	1107-1	畑	157	2.66	
安来市宇賀荘町	460-2	田	1,620	201.92	
安来市宇賀荘町	1116-1	畑	268	4.52	
安来市宇賀荘町	732-1	田	488	76.48	
安来市佐久保町	88-1	田	2,527	70.91	
安来市九重町	229	田	1,100	20.28	
安来市清井町	206-1	田	749	35.79	
安来市清井町	579	田	793	33.28	
安来市九重町	173	田	204	154.43	
安来市清井町	55	田	1,360	72.38	
安来市清井町	218	田	2,195	35.79	
安来市清井町	561	田	3,001	155.73	
安来市清井町	263-2	田	666	126.21	
安来市清井町	373	田	3,137	35.79	
安来市清井町	207-1	田	1,529	35.79	
安来市清井町	520-3	田	174	99.07	
安来市清井町	76-2	田	1,431	139.88	
安来市清井町	258-1	田	2,900	35.79	
安来市清井町	554	田	2,340	35.79	

安来市清井町	558	田	3,001	98.43
安来市九重町	442-1	田	1,712	28.89
安来市九重町	158-1	田	1,009	176.50
安来市宇賀荘町	1140-1	畑	35	0.59
安来市九重町	31-4	田	3,052	321.45
安来市九重町	102	田	2,975	126.42
安来市九重町	473-1	田	1,289	78.20
安来市九重町	76-3	田	3,191	233.04
安来市早田町	44-2	田	453	328.38
安来市早田町	95-1	田	1,901	40.56
安来市早田町	94-1	田	2,825	99.67
安来市九重町	444	田	2,148	37.20
安来市宇賀荘町	1157-1	田	119	35.16
安来市九重町	471-1	田	994	266.54
安来市宇賀荘町	1118-3	田	224	3.77
安来市宇賀荘町	1103-1	田	220	3.72

2 指定年月日

令和2年1月10日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県企業局施設で使用する電気の供給 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県企業局総務課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和2年2月6日

4 落札者の氏名及び住所

テプコカスタマーサービス株式会社 代表取締役社長 正木 まり 東京都港区芝三丁目2番18号

5 落札金額

376,465,302円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年12月13日

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3電気工作物（水路工作物、予備発電装置、風力発電設備及び太陽光発電設備を除く。）の項中「予備発電装置」を「非常用予備発電装置」に改め、同表予備発電装置（常用・非常用）の項中「予備発電装置（常用・非常用）」を「非常用予備発電装置」に、「1日（常用） 1月（非常用）」を「1月」に改める。

別表第4負荷設備の項中「比重液温測定」を「電圧測定」に、「4回／年」を「6月」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示**島根県監査委員告示第1号**

島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

島根県監査委員 須 山 隆
同 山 根 成 二
同 大 國 羊 一
同 後 藤 勇

第7条第2項の表監査第一課の項第2号中「定期監査」を「財務監査」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「運用基金運用状況審査」を「基金運用状況審査」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号を削り、第10号を第8号とし、同表監査第二課の項第1号中「定期監査」を「財務監査」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 内部統制評価報告書の審査に関すること。

第8条第1項及び第7項中「及び主事」を「、主事及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

令和元年12月10日付け島根県報第63号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第451号中	(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。 雲南市（次の図に示す部分に限る。） (4) その他の森林については、主伐に係る	(7) 主伐は、択伐による。 (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

	<p>伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>
--	--	--